

〔全訳〕 1923年エジプト憲法

池田 美佐子・高岩 伸任・佐藤 友紀（訳）

凡 例

1. 1923年エジプト憲法の翻訳については、下記のテキストを参照した。

(1) 底本は、『エジプト官報 (*al-Waqā'i' al-Miṣriya*)』に掲載されたアラビア語原文を用いた。

“al-Dustūr.” *al-Waqā'i' al-Miṣriya*, 42 (ghayr i'tiyādī), 4 Ramaḍān, 1341/20 April, 1923. (Cairo: al-Maṭba'a al-Amīriya)

(2) また、底本に誤植が含まれている可能性を踏まえ、補助資料として下記のアラビア語法令集を参照した。

“al-Dustūr.” In *Majmū'at al-Qawānīn wa-l-Lawā'iḥ al-Ma'mūl bi-hā fi Miṣr*, comp. Aḥmad Muḥammad Ḥasan wa-Īzdūr Fildmān, vol. 1, 551–567. Cairo: Maṭba'at Miṣr, 1926.

(3) アラビア語原文からでは文意が不明の場合には、仏語（仏語版エジプト官報掲載の公式仏語訳）およびその他の言語の翻訳テキストを参照した。

仏語：“Rescrit établissant le Régime Constitutionnel de l'Etat Egyptien.” *Journal Officiel du Gouvernement Egyptien*, 42 (Extraordinaire), 20 Avril, 1923. (Caire: Imprimerie de Boulaq)

United Kingdom. Foreign Office. “Constitution of Egypt-April 19, 1923.” *British and Foreign State Papers 1923 Part II*, 1926: 198–215. (London: H. M. Stationary Office)

英語：“Constitution of Egypt.” In *Constitutions of Nations*, ed. Amos Jenkins Peaslee, vol. 1, 721–736. Concord: Rumford Press, 1950.

日本語：「エジプト憲法」浦野起央、西修編著『憲法資料 中東』（資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第7巻）、パピルス出版、1979年、302–313頁。

(4) さらに不明な点が生じた場合には、憲法制定過程の議事録を収録した下記の史料及びベルギー憲法（原文及び日本語訳）を参照した。

al-Dustūr. Cairo: Maṭba'at Miṣr, 1940.

清宮四郎訳『ベルギー國憲法』有斐閣、1955年。

2. 原文にはない言葉を補う場合には〔 〕、原文の原綴りを示す場合には（ ）を用いた。

憲法

1923年4月19日公布

エジプト国 (dawla miṣrīya) に立憲体制を創設するための1923年42号勅令

[前文]

朕、エジプト国王は、

祖宗の地位を継承し、全能なる神により授けられた信託 (amāna) の護持を誓約して以来、あらゆる力を用いて常に我が国民 (umma)¹ の福利を求めてきた。さらに、朕の知る正道 (sabīl) に国民を至らしめることで、幸福及び進歩へと導き、自由で、かつ文明化した諸国民が享受する恵沢を、我が国民も享受できるようになることを念願してきた。

世界の極めて近代的 (aḥdath) で、かつ先進的 (arqā) な立憲体制のみが、それを正しい方法で達成するものである。その庇護下において、国民は、幸福で満足して生き、かつ絶対的な自由のある生活を歩むことができる。また、その立憲体制は、国民が、国事の運営、法律の制定及びその執行の監督に、実質的に参加することを保障する。さらに、それは、国民の民族の精神 (rūḥ-hā al-qawmīya) を維持し、偉大なる歴史的遺産である国民の美徳及び善心を保全するとともに、平穏かつ安寧に満ちた感情を、現在そして将来に亘り国民の魂 (nafs) に根付かせる。

以上の事柄の実現は、絶えず朕の願いであり、かつ朕の決意が志向する喫緊の課題であった。[朕は、] 我が国民 (sha'b) が、知性及び能力に見合い、古来の歴史的栄光にふさわしく、かつ文明世界の諸国民 (shu'ūb) 及び諸国家 (umam) の間に正当な地位を占めることを可能とする、最高の水準にまで向上することを希求してきた。

それゆえ、朕は、以下のことを宣布する。

1341年ラマダーン月3日 (1923年4月19日) アーブディーン宮殿にて公布した。

ファード

第1編 エジプト国家及びその統治体制

第1条 エジプトは、自由で、かつ独立の主権国家である。その領土 (mulk) は、不可分にして不可譲である。その政体 (ḥukūma) は、世襲君主制であり、統治形態 (shakl) は、代議制 (niyābī)²である。

1 アラビア語のウンマ (umma) は元来、宗教に立脚した共同体を意味する。

2 より厳密には、議院内閣制を指している。

第2編 エジプト国民の権利及び義務

第2条 エジプト国民の国籍 (jinsiya mişriya) は、法律でこれを定める³。

第3条 [全ての] エジプト国民 (mişriyūn) は、法の前に平等である。エジプト国民は、出自、言語又は宗教の別なく、市民的権利及び政治的権利の享受並びに公的義務及び責務 (takālif) の履行において平等である。エジプト国民のみが、文官又は武官の職に就く資格を有する。外国人は、法律に定める例外を除いては、これらの官職に任用されない。

第4条 人身の自由は、保障される。

第5条 何人も、法律の規定によらなければ、逮捕及び拘禁されることはない。

第6条 いかなる犯罪及び刑罰も、法律の規定によらなければならない。刑罰は、違法行為を規定する法律の公布 (şudūr) 後に実行された行為以外に、科せられない。

第7条 エジプト国民は、エジプト領土から追放されることはない。

エジプト国民は、法律で定める場合を除いて、いかなる地域に居住することも妨げられることはなく、かつ、特定の場所への居住を強制させられることもない。

第8条 住居は、不可侵である。住居は、法律で定める場合及び方法を除いて、搜索されることはない。

第9条 私有財産 (milkīya) は、不可侵である。何人も、法律で定める公益を理由とする以外、並びに法律で定める方法及び正当な補償条件なしには、私有財産を奪われることはない。

第10条 財産の没収刑 ('uqūba al-muşādara al-'amma li-l-amwāl)⁴ は、禁ぜられる。

第11条 信書、電報及び電話の秘密は、法律で定める場合を除いて、これを侵してはならない。

第12条 信仰 (i'tiqād) の自由は、絶対である⁵。

第13条 国家は、エジプトの慣行に従い、宗教 (adyān) 及び信条 ('aqā'id) の儀式的自由な実践を保障する。ただし、公序良俗に反してはならない。

第14条 意見 (ra'y) 表明の自由は、これを保障する。何人も、法律の範囲内で、自己の考えを発言、文書、図画 (taşwīr) 又はその他の方法により、表現する権利を有する。

第15条 出版 (ṣiḥāfa) は、法律の範囲内で自由である。出版物の検閲は、これを禁止する。行政手段による出版物に対する警告、停刊又は廃刊も、社会秩序を維持するために必要な場合を除いて、これを禁止する。

第16条 私的活動、商業活動、宗教に関する諸事項、あらゆる種類の出版物及び印刷物、又は公的集会 (ijtimā'āt 'amma) におけるいかなる言語を使用する自由については、何

3 国籍法の内容が確立されるのは、1929年である。

4 一定の金額を国庫に納付させる罰金刑のことでなく、所有権を剥奪し私有財産を国庫に帰属させる没収刑を意味していると考えられる。

5 ただし当該条文は、棄教する自由を認めない観点から起草され、そのことについて憲法制定委員会委員たちの賛成が得られた経緯に留意する必要がある。すなわち当該条文は、その作成過程を考慮すれば、必ずしも信仰の自由を絶対的に保障するものではなかったといえる。

人も制限が課せられない。

第17条 教育は、公共秩序及び道徳に反しない限り、自由である。

第18条 公教育は、法律によって規定される。

第19条 初等教育 (ta'līm ūlā) は、エジプト国民の子女にとり、義務である。初等教育は、一般公立学校 (makātib 'amma) において無償とする。

第20条 エジプト国民は、武装せずに平和的かつ平穩に集会を行う権利を有する。警察は集会に参加することができず、参加者は警察に通知する必要もない。ただし、この規定は公的集会には適用されず、その集会は法律の規定に服する。同様に、この規定は、社会秩序の維持のために取られるいかなる手段も、制限又は禁止するものではない。

第21条 エジプト国民は、団体を結成する権利を有する。この権利を行使する方法は、法律でこれを定める。

第22条 エジプト国民は、個人として、自己に関係する事柄に関して、署名した文書により公権力に対し請願する権利を有する。団体の署名による公権力への請願においては、その権利は、政府機関 (hay'āt nizāmīya)⁶ 及び法人 (ashkhās ma'nawīya) のみが有する。

第3編 権 力

第1章 一般規定

第23条 すべての権力 (sulṭāt) の源泉は、国民 (umma) に由来する。権力は、この憲法に定める方法により行使される。

第24条 立法権は、国王が上院 (majlis al-shuyūkh) 及び下院 (majlis al-nuwwāb) と共同で行使する。

第25条 法律は、議会で可決 (qarrara) され、かつ、国王によって裁可されない限り、公布されない。

第26条 法律は、国王による公布に基づき、エジプト全土で施行される。この公布は、官報における掲載 (nashr) によって、知ることができる (yustafād)。

法律は、公布が周知された時から、エジプト全土で施行される。

法律の公布は、布告から30日後にエジプト全土に周知されたものとみなされる。この期間は、その法律の規定により、短縮又は延長することができる。

第27条 法律の規定は、その施行後に生じた事案に対してのみ適用される。法律の規定は、特別の条項に定められていない限り、遡及しない。

第28条 国王、上院及び下院は、発案権 (ḥaqq iqtirāḥ al-qawānīn) を有する。ただし、新税又は増税に係る発案権については、国王及び下院に限る。

第29条 行政権は、法律の範囲内で、国王によって行使される。

第30条 司法権は、各種及び各級の裁判所 (maḥākīm) により行使される。

第31条 裁判所の判決及びその執行は、法律に従い、かつ、国王の名においてなされる。

6 フランス語訳、“autorités constituées”を参照した。

第2章 国王及び国务大臣

第1節 国王

第32条 エジプト王国の王位は、ムハンマド・アリー家によって世襲される。

王位継承は、1340年シャアバーン月⁷15日（1922年4月13日）の勅令で定められた方法に従う。

第33条 国王は、国家の元首である。国王の人身（dhāt-hu）は、不可侵である。

第34条 国王は、法律を裁可し、及び公布する。

第35条 国王は、議会が可決した法律案の裁可を不相当と判断した場合には、再審議のために、1か月以内に議会に返付することができる。

この期間内に法律案が返付されなければ、国王はそれを裁可したものとみなされ、法律は公布される。

第36条 法律案が前条の期間に返付され、各議院が構成する議員の3分の2以上で再び可決された場合には、法律としての効力を有し、公布される。賛成が3分の2未満の場合には、同一会期中にその法律案の審議は、行われない。後の会期において、議会がその法律案を過半数によって可決した場合には、法律案は、法律としての効力を有し、公布される。

第37条 国王は、法律の施行に必要な規則を定める。ただし、その規則は、法律を変更又は無効にするものであってはならず、かつ、その施行を停止するものであってはならない。

第38条 国王は、下院を解散する権利を有する。

第39条 国王は、議会の召集（in'iqād）を延期することができる。ただし、1か月を超えて延期することはできず、両議院の同意なしに、同一会期内において、再延期することもできない。

第40条 国王は、必要に応じて、臨時会を召集することができる。国王は、いずれかの議院の議員の過半数が署名した書面による要求がある場合にも、臨時会を召集する。国王は、臨時会の閉会を宣言する。

第41条 議会の閉会中に遅滞を許さない緊急の措置を講ずる必要が生じた場合には、国王は、法律としての効力を有するマルスーム勅令（marāsīm）を発することができる。ただし、この勅令は、憲法に反してはならない。臨時会が召集され、その最初の会議において、この勅令は、提出されなければならない。この勅令は、議会に提出されないとき、又はいずれかの議院が否決したときには、法律としてのその効力を失う。

第42条 国王は、両院合同会において、開院の勅語を読み上げることにより、常会を開く。その勅語において、国王は、国（bilād）の状況を説明する。各議院は、勅語に対する返答を文書で奏上する

第43条 国王は、文官及び武官の階級、勲章並びにその他の名誉ある称号を創設し、授与する。国王は、法律により、通貨を発行する権利を有する。国王は、刑罰の停止及び軽

⁷ イスラーム暦の月名。

減を行う権利を有する。

第44条 国王は、公務を規定する。国王は、法律の定めるところにより、公務員を任免する。

第45条 国王は、戒厳令を宣告する。戒厳令は、その継続又は廃止を決定するために、直ちに議会に提出しなければならない。議会の閉会中に、戒厳令が宣告された場合には、直ちに議会を召集しなければならない。

第46条 国王は、陸海軍の最高司令官である。国王は、士官を任免し、戦争を宣言し、講和を結び、及び条約を締結する。これらは、国家の利益及び安全が許す限り、適切な説明を付して、議会に通知される。

ただし、攻撃的戦争 (ḥarb hujūmīya) は、議会の同意がなければ宣言されない。同様に、講和条約、同盟条約、通商条約、航海条約及び領土の変更、主権の縮小、国庫からの一定の支出負担又はエジプト国民の公的若しくは私的権利に対する侵害をもたらす条約は、議会の同意がない場合には、その効力を有しない。

いかなる場合においても、条約の秘密条項は、公開の条項に反してはならない。

第47条 国王は、議会の同意なしには、エジプトの国王でありながら、他国の国務を担うことができない⁸。両議院いずれにおいても、少なくとも議員の3分の2が出席していなければ、当該問題について審議することができず、出席議員の3分の2以上の多数によらなければ、議決することができない。

第48条 国王は、國務大臣を介して、その権力を行使する。

第49条 国王は、國務大臣を任免する。国王は、外務大臣の提案に基づき外交使節を任免する。

第50条 国王は、憲法上の権力を担うに先だち、両院合同会 (hay'at al-majlisayn mujtama'ayn) で以下の宣誓を行う。「余は、偉大なる神の名において、憲法及びエジプト国民の法律を尊重し、かつ、祖国 (waṭan) の独立及び領土を守ることを誓う」。

第51条 摂政は、その職務遂行に先だち、両院合同会において前条の規定に基づく宣誓を行う。その際、「そして国王に忠実である」という文言を付け加える。

第52条 国王が崩じたときは、両議院は、崩御の公表から10日以内に、法律の規定により集会する。下院が解散されたままで、解散令に定められた召集日が10日を超えているときは、新たな下院が開会するまで、解散前の下院が職務を代行する。

第53条 王位継承者がいない場合には、国王は、合同会 (hay'at mu'tamar) における両議院の同意のもとに、継承者を指名することができる。その同意は、各議院における議員の4分の3以上の出席及び出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第54条 王位継承者がおらず、かつ、前条の規定に則った継承者の指名がなされないために王位が空白のままの場合には、直ちに両議院は、合同会において、法律の規定により、国王を選出するため、集会する。その選出は、集会日から8日以内に行う。この選出は、各議院における議員の4分の3以上の出席及び出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

⁸ フランス語訳では、「国王は、議会の同意なしには、他国の元首になることはできない (Le Roi ne peut être en même temps Chef d'un autre Etat sans l'assentiment du Parlement)」。

上記の期間内に選出が不可能な場合には、9日目に、両議院は、合同会において、出席議員の数にかかわらず選出を開始する。その場合には、比較多数の選出が有効となる。また、王位が空白のときに、下院が解散されている場合には、新たな下院が開会するまで、解散前の下院がその職務を代行する。

第55条 国王が崩じてから、その継承者又は摂政が宣誓を行うまで、国王の憲法上の権力は、エジプト国民の名において、内閣がその責任の下に行行使する。

第56条 国王が即位したときは、法律により、その在位中における王室費及び王族費を定め、かつ、王室費から支払われる摂政の歳費を定める。

第2節 国務大臣

第57条 内閣は、国務の最高機関である。

第58条 国務大臣は、エジプト国民でなければならない。

第59条 王族は、国務大臣になることができない。

第60条 国務に係る国王の署名 (tawqī'āt) は、首相及び所管の国務大臣による副署がなされた場合にのみ有効とする。

第61条 内閣は、国家の政策全般に関して、下院に対し連帯して責任を負う。各国務大臣は、所管省庁の職務について、責任を負う。

第62条 国王の口頭又は書面の命令は、国務大臣の責任を免除することができない。

第63条 国務大臣は、両議院のいずれにも出席することができる。国務大臣は、説明を求められたときは、いつでも質疑に応じなければならない。国務大臣は、議員である場合に限り、審議における表決権 (ra'y ma'dūd)⁹を有する。国務大臣は、所管省庁の上級官僚に答弁の援助を求め、又は代理をさせることができる。各議院は、国務大臣に会議 (jalasāt) への出席を求めることができる。

第64条 国務大臣は、公売においても、国有財産を購入又は借入することができない。同様に、国務大臣は、その在任中、会社の役員就任を受諾できず、かつ、商業又は金融業を行うことができない。

第65条 下院が内閣不信任案を可決した場合には、内閣は、総辞職しなければならない。不信任決議が特定の国務大臣に対するものである場合には、当該国務大臣は、辞職しなければならない。

第66条 職務遂行中に犯した違法行為に基づき、下院のみが国務大臣を弾劾 (ittihām) する権利を有する。弾劾決議は、3分の2以上の多数によらなければならない。

国務大臣の違法行為については、特別訴追院 (majlis al-aḥkām al-makḥṣūs) のみが審理する権利を有する。下院は、特別訴追院において弾劾を行う議員を下院から選任する。

第67条 特別訴追院は、裁判長たる最高国民裁判所長官 (ra'īs al-maḥkama al-ahlīya al-'ulyā) 及び16人の成員で構成される。16人の内、8人は、上院議員から構成され、抽選 (qur'a) によって選任される。残りの8人は、最高国民裁判所に所属するエジプト国民の裁判官から構成され、勤続年数 (tartīb al-aqdamīya)¹⁰に従い選任される。必要に応じ

9 フランス語訳、“vote”を参照した。

10 フランス語訳、“ordre d'ancienneté”を参照した。

て勤続年数に従い、最高国民裁判所に次ぐ裁判所の所長から、次に、裁判官から、成員を補充する。

第68条 特別訴追院は、刑法に定められた違法行為については、刑法を適用する。刑法に定められていない国務大臣の責任は、特別法で定める。

第69条 特別訴追院による刑罰の判決は、12人以上の多数によって下される。

第70条 特別法が公布されるまでは、特別訴追院が国務大臣の審理に係る手続を定める。

第71条 下院が弾劾する国務大臣は、特別訴追院によって判決が下されるまで、職務を停止される。国務大臣の辞職は、訴追又は審理の継続を妨げない。

第72条 下院の同意がなければ、特別訴追院によって有罪判決を受けた国務大臣に対する赦免は、認められない。

第3章 議 会

第73条 議会は、2つの議院、つまり、上院及び下院で、これを構成する。

第1節 上 院

第74条 上院の議員は、その5分の2を国王が任命し、残りの5分の3は、選挙法に従い、普通選挙で選出される。

第75条 人口が、18万人又はそれ以上の県 (mudīriya) 又は特別行政区 (muḥāfaẓa) は、18万人ごとに、1人の議員を選出する。残りの人口が、9万人以上の場合には、[もう] 1人の議員を選出することができる。9万人以上18万人未満の人口を有する県又は特別行政区は、1人の議員を選出する。人口が、9万人未満の特別行政区は、選挙法によって、別の特別行政区又は県に編入されない限り、1人の議員を選出する。

第76条 1人の上院議員を選出することができる権利を有する県又は特別行政区は、1つの選挙区とみなす。1人の上院議員を選出することができる県内又は特別行政区内の地区 (qism) も同様である。

2人以上の上院議員を選出することができる県又は特別行政区においては、できる限り平等を保障する法律によって、選挙区が規定される。ただし、この法律は、人口が9万人以上18万人未満の県都を独立した選挙区とみなす。この場合においては、当該県の残りの地域 (jihāt) に関しては、[この法律が] 選出できる議員の数を定め、選挙区を決める際に、1つの独立した県とみなす。

第77条 上院議員は、選挙法の定める条件に加えて、西暦 [の満年齢] で、40歳以上でなければならない。

第78条 上院議員は、選挙又は任命にかかわらず、以下に示す範疇の一つに属していなければならない。

- (1) 国務大臣、外交代表、下院議長、副大臣、控訴裁判所又はそれと同等若しくは上位の裁判所の所長及び裁判官、検事総長、弁護士会会長、局長相当以上の上級官僚 (muwazzafū al-ḥukūma min darajat mudīr ‘āmm fa-ṣā’idan) — [それぞれの] 現職及び元職 [を含む]。
- (2) 大ウラマー (kibār al-‘ulamā’)、聖職者の長 (al-ru’asā’ al-rūḥīyīn)、階級がリワー (liwā’)

以上の退役軍人。下院議員を2期以上務めた者、年間の納税額が、150エジプト・ポンド以上の土地所有者、年収が、1,500エジプト・ポンド以上で、金融業、商業若しくは製造業に従事している者又は自由業者。これらの者はすべて、憲法又は選挙法の規定する兼職禁止の職業に就いてはならない。

アスワン県に関しては、納税額と年収は、選挙法で定める。

第79条 上院議員の任期は、10年とする。

任命された議員の半数及び選挙で当選した議員の半数は、5年ごとに改選する。任期を満了した議員は、その再選又は再任を妨げられない。

第80条 上院議長は、国王がこれを任命する。上院は、副議長2人を選出する。議長及び副議長の任期は、2年であり、副議長の再選は認められる。

第81条 下院が解散された場合には、上院は、閉会となる。

第2節 下院

第82条 下院は、選挙法に従い、普通選挙で選出された議員で構成される。

第83条 人口が、6万人以上の県又は特別行政区は、6万人ごとに1人の議員を選出し、残りの人口が、3万人以上の場合には、[もう]1人の議員を選出することができる。人口が、3万人以上6万人未満の県又は特別行政区は、1人の議員を選出する。3万人未満の特別行政区は、選挙法によって、別の特別行政区又は県に編入されない限り、1人の議員を選出する。

第84条 1人の下院議員を選出することができる権利を有する県又は特別行政区は、1つの選挙区とみなす。1人の下院議員を選出することができる県内又は特別行政区内の地区 (qism) も同様である。

2人以上の議員を選出することができる県又は特別行政区においては、できる限り平等を保障する法律によって、選挙区が規定される。ただし、この法律は、人口が3万人以上6万人未満の県都を独立した選挙区とみなす。この場合においては、当該の残りの地域 (jihāt) に関しては、[この法律が] 選出できる議員の数を定め、選挙区を決める際に、1つの独立した県とみす。

第85条 下院議員は、選挙法の定める条件に加えて、西暦 [の満年齢] で、30歳以上でなければならない。

第86条 下院議員の任期は、5年とする。

第87条 下院は、毎年、常会の開会において、議長及び2人の副議長を選出する。議長及び副議長の再選は、認められる。

第88条 下院が、何らかの事案 (amr)¹¹によって解散された場合には、新たな議院は、当該事案によっては解散されない。

第89条 下院を解散する命令 (amr)¹²は、選挙管理人を招集し、2か月以内に新たな選挙を実施すること及び選挙終了から10日以内に新たな議会を開く日程を含まなければならない。

11 フランス語訳では、“une question déterminée” となっている。

12 フランス語訳では、“l’acte” となっている。

第3節 両議院に適用される一般規則

第90条 議会の所在地は、カイロ市とする。ただし、必要に応じて、法律により、これを別の場所に置くことができる。その法律で定めた場所以外での会議は、違法かつ無効である。

第91条 議員は、全国民の代表であり、選挙人及び議員を任命した権力 (sulta)¹³は、議員に対し、強圧的な手段により何事も命じてはならない。

第92条 上院議員及び下院議員は、これを兼任できない。それ以外は、選挙法が別の兼職禁止の規則を定める。

第93条 王子及び[その他の]王族は、上院議員に任命することができる。ただし、両院のいずれにおいても、選挙で[議員に]選出されることはない。

第94条 上院及び下院の議員は、就任に先立ち、国家及び国王に対する忠誠、憲法及び国内法の遵守並びに誠実かつ忠実な職務の遂行を宣誓する。

この宣誓は、各議院の議場において、公開で行われる。

第95条 各議院は、その議員の資格について審査する権限を有する。議員の資格は、[当該議院において]投票数の3分の2以上の賛成がなければ、無効とはならない。

この権限は、法律により、他の機関に委ねることができる。

第96条 国王は、毎年、11月の第3土曜日より前に、常会を召集する。召集されない場合には、[両議院は、]法律に従って、11月の第3土曜日に[常会を]開会する。

通常会の会期は、6か月以上とする。国王は、常会の閉会を宣告する。

第97条 会期は、両議院に共通である。いずれかの議院又は両議院が法律で定められていない日程で開会した場合には、その会議は違法であり、その会議における決定は無効である。

第98条 両議院の会議は、公開とする。ただし、政府又は議員10人の要求により、両議院は、秘密会を開くことができる。要求のあった場合には、議院は、議院に提出された議案の審議を公開にするか否かを決定する。

第99条 両議院は、各々その議院の過半数の出席がなければ、議決することができない。

第100条 特別多数の条件が定められていない場合には、議決は、絶対多数による。表決が可否同数のときには、その審議案件 (amr) は、否決される。

第101条 表決は、簡易口頭表決又は起立表決によって行われる。

ただし、法律案の包括的な表決及び下院の不信任決議案の表決の場合には、必ず、名前の呼び上げ表決が実施される。国務大臣は、常に下院に対し、不信任決議案の審議を8日間、延期することを要求できる。

第102条 すべての法律案は、これを審議するに先立ち、その法律案を審査及び報告するための議院の1つの委員会に付託されなければならない。

第103条 1人又は複数の議員が提出した法律案は、1つの委員会に付託されなければならない。委員会は、その法律案を審査し、これを議院で審議するか否かを決定する。議院が審議を決定した場合には、前条に従う。

第104条 両議院は、法律案を逐条的に採決した後でなければ、その法律案を議決するこ

¹³ 国王のことだと考えられる。

とができない。両議院は、条文及び修正案の修正及び分割の権利を有する。

第105条 いずれかの議院が議決した法律案は、その議院の議長がこれを他の議院の議長に送付する。

第106条 議員の1人が提出し、議会が否決した法律案は、同一会期中は、これを再提出することはできない。

第107条 すべての議員は、大臣に対し、各議院の定める規則に従い、質問及び問責質問 (istijwāb) をすることができる。この問責質問は、緊急性及び当該大臣の同意がなければ、提出された後、少なくとも8日間は、審議できない。

第108条 各議院は、その権限の範囲内において、特定の問題を明らかにするために、調査を行う権限¹⁴を有する。

第109条 議員は、各議院で表明した意見及び表決のために、罰せられることはない。

第110条 議員は、会期中、所属する議院の許諾がなければ、刑事訴追及び逮捕されることはない。ただし、現行犯の場合については、この限りでない。

第111条 議員は、その任期中、階級及び勲章を授与されない。ただし、軍の階級及び勲章が例外なのと同様に、議員と兼職できる政府の役職 (manāṣib ḥukūmīya) に就いている者については、この限りでない。

第112条 議員は、所属する議院の決定がなければ、その資格をなく奪われることはない。兼職禁止の規則に反している場合並びにこの憲法及び選挙法に明記されているはく奪条件以外の場合には、その決定は、議院を構成する議員の4分の3以上の賛成多数で議決される。

第113条 議員の死亡、辞職又はその他の理由により、議院に欠員が生じた場合には、その欠員は、条件〔選出方法〕に従い任命又は選挙によって補われる。この補充は、議院が、欠員を政府に告知してから、2か月以内に行われる。

新議員の任期は、前議員の任期満了まで〔の期間〕とする。

第114条 下院の総選挙は、任期満了の前60日の間に実施される。上記の日程で総選挙を行うことができない場合には、会期は、次の選挙まで、延長される。

第115条 上院〔議員〕の半数は、選挙又は任命を問わず、任期満了の前60日の間に再選又は再任されなければならない。上記の期日までに、再選又は再任が困難な場合には、任期満了の議員が、新たな議員の選挙又は任命まで、議員を務める。

第116条 何人も、直接、議会で〔請願について〕発言することはできない。ただし、各議院は、提出された請願を、国务大臣に送付することができる。国务大臣は、議院が要求すれば常に、それらの請願について説明しなければならない。

第117条 議院のみが各院内の秩序を維持する権限を有し、議長がそれを行使する。

いかなる武装機関 (quwwa musallaḥa) も、議長の要求がなければ、議院内に立ち入ることはできず、その入り口近辺に留まることもできない。

第118条 議員は、法律に定められた歳費を受ける。

第119条 各議院は、議院規則を定め、その議事手続を明記する。

14 国政調査権と同等のものと考えられる。

第4節 合同会に関する規則

第120条 両議院は、法律に基づいて、合同で会議を開く場合のほか、国王の要請に従って、合同会を開く。

第121条 両議院の合同会が開かれるときは、常に上院の議長が議長職を務める。

第122条 合同会を構成する各議院の絶対多数の議員の出席がなければ、その議決は、有効とみなすことができない。合同会は、これらの議決に際して、[憲法] 第100条又は第101条に従う。

第123条 常会又は臨時会の会期中に開かれる合同会は、憲法に明記された各議院の活動の継続を妨げてはならない。

第4章 司法権

第124条 裁判官は、独立であり、判決にあたり法律にのみ拘束される。いかなる政府機関も、裁判に干渉することはできない。

第125条 [各] 司法機関の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第126条 裁判官は、法律が定める方法及び条件に従って、これを任命する。

第127条 裁判官の罷免不可又は異動不可についての規定及び手続は、法律でこれを定める。

第128条 裁判所の検察官の任命及び罷免は、法律で定めた条件に従う。

第129条 裁判は、公開とする。ただし、裁判所が公共の秩序及び風紀の維持を理由に非公開と命ずる場合については、この限りでない。

第130条 いかなる重罪 (jināya) 被告人も、弁護人を附しなければならない。

第131条 軍事裁判所の組織、権限及び判決をする者の条件は、特別法で定める。

第5章 県議会及び市町村議会

第132条 県、市及び村は、その権利を行使するにあたり、法律が定めた条件のもとで公法により、法人 (ashukhāṣ ma'nawīya) とみなされる。

これら[法人]は、県議会及び各市町村議会によって代表される。

権限の範囲は、法律でこれを定める。

第133条 県議会及び各市町村議会の組織、権限及びそれら議会の政府諸機関との関係は、法律でこれを定める。これらの法律は、以下の原則に従う。

- (1) これらの議会の議員の選任は、法律が一部の議員の任命を認める場合を除いて、選挙で行われる。
- (2) 県及び市町村の住民に係る事項に関して、これらの議会が権限を行使する際には、法律で定められた条件及び方法に反してはならない。
- (3) 予算及び決算は、公表される。
- (4) [県議会及び各市町村議会の] 会議は、法律の定める範囲内において公開される。
- (5) 立法権又は行政権は、これらの議会が権限の範囲を超えること又は公益に反することを阻止し、かつ、それが実際に起こった場合には無効にするために、介入する。

第4編 財 政

第134条 租税 (darība) の創設、変更又は廃止は、法律以外でこれを行うことはできない。国民 (ahālī) は、法律の規定を超えて (fī ḥudūd al-qānūn) 税金 (amwāl) 又は料金 (rusūm) の支払いを課されない。

第135条 何人も、法律の定める場合を除いては、租税の支払いを免除されることはない。

第136条 恩給 (ma'āsh 'alā khizānat al-ḥukūma)、補償金 (ta'wīd)、補助金 (i'āna) 又は報酬金 (mukāfa'a) は、法律の規定を超えて支払われない。

第137条 公債の契約及び1年又は複数年の国庫負担を伴う事業は、議会の同意なしにこれを行うことはできない。

国の天然資源の開発又は公益事業をめぐるすべての権益 (iltizām) 及びすべての独占権 (ihtikār) は、法律によってのみ与えられ、その期間は限定される。

複数県で利用される鉄道、公道、運河、排水路及びすべての灌漑施設の建設又は撤去は、議会による事前の承認を必要とする。いかなる国有財産 (amlāk al-dawla) の無償の処分についても、同様とする。

第138条 国家の歳入及び歳出からなる予算案は、会計年度開始の少なくとも3か月前に、審議及び承認のために議会に提出されなければならない。会計年度は、法律でこれを定める。

予算案は、項目ごとに承認される。

第139条 予算案の審議及び議決は、最初に下院で行われる。

第140条 議会は、予算案の議決が終了する前に閉会されない。

第141条 公債の返済にあてられた予算項目 (i'timādāt al-mīzānīya) は、エジプト国に課された義務に反するため、修正することはできない。国際的な義務を果たすためのいかなる予算における支出についても、同様とする。

第142条 予算の法律 (al-qānūn bi-l-mīzānīya) が会計年度の開始までに公布されない場合には、新しい予算の法律の公布まで、前年の予算が適用される。ただし、両議院が一部の予算項目を可決している場合には、これらは、暫定的に執行できる。

第143条 予算以外の支出及び予算の額を超える支出は、議会の承認を経なければならない。ある予算の項目を他の項目に移す場合においても、同様とする。

第144条 前年度の決算は、通常会期の初めに議会に提出され、承認される。

第145条 ワクフ省の歳入及び歳出の予算及び決算は、政府の一般予算及び決算に関する前記の規定が適用される。

第5編 武装機関 (al-quwwa al-musallaha)

第146条 軍隊の兵力は、法律でこれを定める。

第147条 軍隊の徴募方法及び組織並びに軍人の権利及び義務は、法律でこれを定める。

第148条 警察の諸機関の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第6編 一般規定

第149条 国教はイスラームとし、公用語はアラビア語とする。

第150条 エジプト王国の首都は、カイロ市とする。

第151条 政治亡命者の引渡しは、これを禁止する。ただし、社会秩序を維持するための国際協定に違反する場合には、この限りではない。

第152条 恩赦は、法律の定める場合を除いては、これを認めない。

第153条 宗教組織、宗教組織の長 (al-ru'asā' al-dīniyīn) の任命、ワクフ省が管理するワクフ及び我が国で認められた宗教の〔その他の〕事項全般に関して、国王が権限を行使する方法は、この憲法で規定された原則に基づき、これを法律で定める。立法規定がない場合には、現在有効とされる規則及び慣行に従って、この権限の行使を続行する。

国王が王族の長として行使する権利は、王族の地位 (niẓām al-usra al-mālika) を定めた1922年の法律第25号の規定を踏襲する。

第154条 この憲法は、エジプトが諸外国に対して負う義務の履行を妨げず、外国人がエジプトにおいて、法律、国際条約及び現行の慣行で認められた権利を侵害しない。

第155条 この憲法の規定は、戦争又は戒厳令施行の期間及び法律で定められた規定により、一時的に停止される以外に、いかなる場合においても無効にならない。

議会は、この憲法が定める開会の条件が満たされている限り、いかなる場合においても停止されない。

第156条 国王及び両議院のいずれも、憲法の一つ若しくは複数の条文の修正、削除、又は新たな条文の追加によるこの憲法の改正 (tanqīh) を提案することができる。ただし、憲法が保障する代表議会制 (shaql al-ḥukūma al-niyābī al-barlamānī)、王位の継承方法並びに自由及び平等の原則に関する改正の提案をすることはできない。

第157条 憲法を改正するためには、各議院は、総議員の絶対多数によって、改正の必要性及び改正項目 (taḥdīd mawḍū'hi) を議決する。

国王がその議決を裁可した場合には、両議院は、国王の同意の下に、改正案 (al-masā'il allatī hiya maḥall li-l-tanqīh) を議決する。各議院は総議員の3分の2以上の出席がなければ審議できず、そのうち3分の2以上の賛成がなければ、改正案は成立しない。

第158条 国王の権限 (ḥuqūq misnad al-malakīya) に係る憲法の改正の提案は、摂政が在任している間はできない。

第159条 この憲法の規定は、エジプト王国に適用される。ただし、これ〔この規定〕は、スーダンに対するエジプトの権利を決して侵害しない。

第7編 最終規定及び経過規定

第160条 エジプト国王の称号は、外交代表がスーダンの最終的な地位を決定した後に、定めるものとする。

第161条 現国王に関する費用は、150,000エジプト・ポンドとし、王族費は、111,512エジプト・ポンドとする。現国王の在位中は、この額を維持する。ただし、議会の議決に

より、増額することができる。

第162条 最初の5年後に退任する上院議員は、くじで決定する。これらの上院議員及び最初の下院議員の任期は、1928年10月31日に満了する。

第163条 この憲法は、議会の開会日に施行される。

第164条 この憲法の公布日から議会の開会日までの国政 (idārat shu'ūn al-dawla) の運営及びそれらに関する立法に関しては、現行の原則及び手続が適用される。ただし、これらは、この憲法で定められた基本原則に反してはならない。

第165条 1923-1924会計年度の予算案は、議会の開会日に提出される。当該年予算の法律は、公布日より残りの期間においてのみ有効である。

1922-1923会計年度の決算については、内閣の承認をもって、議会在これを承認したとみなす。

第166条 両議院が予算案の項目において異なる議決をした場合には、両議院は、合同会を開き、絶対多数の議決によってこれを解決する。この議決は、これに反する法律が公布されるまで有効となる。

第167条 法律 (qawānīn)、マرسوم勅令¹⁵ (marāsīm)、アムル勅令¹⁶ (awāmīr)、規則 (lawā'ih) 及び決定 (qarārāt) が [これまで] 規定したすべてのこと並びに過去から従ってきた原理原則 (al-uṣūl wa-l-lawḍā') に従って確立され、適用された慣行 (a'māl) 及び措置は、本憲法で保障された自由及び平等の原則と一致する限り、有効である。ただし、権限の範囲内において、立法権がこれらを廃止及び修正することは、妨げられない。これは、法の不遡及を定めた [この憲法] 第27条の原則に反するものではない。

第168条 前ヘディーヴ¹⁷であるアッバース・ヒルミー・パシャ¹⁸の財産の清算及び権利の制限を定めた1922年法律第28号の規定は、憲法的性格 (ṣibgha dustūriya) を有し、その改正を提案することはできない。

第169条 1332年ズー・アル＝カアダ月28日 (1914年10月18日) に公布された勅令第2条により、立法議会 (al-jam'īya al-tashrī'iya)¹⁹に提出される予定だった法律案は、第1会期中に両議院に提出されるものとする。この会期中に両議院に提出されない場合には、これらの法律案は、それ以降において無効となる。

第170条 国務大臣は、担当省庁の所管事項に関して、この憲法の施行に責任を負うものとする。

15 首相及び管轄の国務大臣の副署を必要とする勅令と思われる。

16 首相及び管轄の国務大臣の副署を必要としない勅令と思われる。

17 エジプトは1914年までオスマン帝国の属州であり、ムハンマド・アリー朝の創始者ムハンマド・アリーの称号は「総督 (wālī)」であったが、第5代のイスマーイールはオスマン帝国スルタンより「ヘディーヴ (khidīw)」の称号を得た。副王と訳されることもある。

18 1892年より1914年までヘディーヴの地位にあった。

19 占領中のイギリス当局によって1913年に設置が決定され、議員選挙が実施されたのち、1914年1月より同年6月まで開会された。第一次世界大戦の開始後、同憲法第169条に言及されている1914年10月18日の勅令により、次の議会開会は翌年1月15日まで延期された。その後エジプトはイギリスの保護領となり、同議会が開会されることはなかった。同議会は、イギリスのエジプト占領直後に設置された立法諮問議会 (majlis shūrā al-qawānīn) 及び大議会 (al-jam'īya al-'umūmiya) が統合されたものである。

解題

1923年エジプト憲法は、第一次世界大戦終結後の1922年にエジプトがイギリスより独立し、翌年4月19日に公布された憲法である。これによって、エジプトは立憲王制国家となり、その後約30年間に及ぶ「自由な時代」が到来した。同憲法は、1930年に国王権力を強化した新憲法に置き換えられたが、国民による憲法回復運動が起こり、1935年に1923年憲法は復活した。その後、1952年のナセルらによる軍事クーデタの直後に廃止されるまで、エジプトの政治体制の基盤となった。

立憲主義を反映した同憲法は、主にベルギー憲法などを手本として、国民主権や三権分立などの原則が盛り込まれた。一方で、立憲体制に対して強い警戒心を示したファード国王にも配慮し、結果的に国民を代表した議会と国王の政治権力がせめぎ合う折衷的な憲法となった。立憲体制下でエジプトの議会は活発に活動したが、同時に国王は、憲法上の権限を行使し、時にはその権限を超えて、議会の活動をたびたび阻止した。これに加えて、独立後も続いたイギリスによるエジプトへの政治介入が、この時代の政治的混乱に拍車をかけた。エジプト国民、国王、イギリスによる三つ巴の政治的混乱は、憲法の公布前からすでに始まっていた。

1882年よりイギリスの軍事占領下にあったエジプトでは、第一次世界大戦が終結すると、サアド・ザグルールを中心とした国民の代表団「ワフド」が独立を目指して結成され、大規模の民衆運動「1919年革命」がそれに続いた。一方、イギリスには、エジプトの軍事占領を変更する意図は全くなかった。大戦後のオスマン帝国の崩壊により、エジプトの地政学的な重要性はさらに増していたからである。完全独立をめざしたエジプト民族運動と現状維持のイギリスの溝は深く、1920年から21年にかけて行われたイギリスとエジプトとの一連の政治交渉は、失敗に終わった。その間、エジプトの独立運動に亀裂が起こりはじめ、イギリスに対してより柔軟に対処すべきとした政治家が、ザグルールの意に反して、イギリスとの秘密交渉を開始した。その交渉の帰結が、1922年2月にイギリスが単独で発表したエジプトの独立宣言である。独立宣言には、条約締結までの英軍のエジプト駐留を明記したほか、エジプトに立憲体制を確立する内容も盛り込まれた。²⁰

イギリスとの秘密交渉にあたったのは、アブドゥルハーリク・サルワトであった。彼はこの交渉の直前まで首相の座にあったアドリー・ヤカンの腹心であった。サルワトは、イギリスが単独でエジプトの独立を宣言することを前提に交渉を開始し、幾つかの条件をイギリスに提示して、無政府状態にあったエジプトの政権を担うことを引き受けた。サルワトがイギリスに求めた条件の一つが、独立後の立憲体制の確立であった。彼の条件は受け入れられ、イギリスは1922年2月28日にエジプトの独立を宣言した。サルワトは直ちに首相に就任し、立憲体制を確立すべく憲法制定委員会を立ち上げた。この間、2度目の国外追放にあったザグルールは、サルワト首相が立ち上げた憲法制定委員会を「ならず者委員会」と呼び、痛烈に批判した。ザグルールがとりわけ問題視したのは憲法制定の法的な手

20 Misako Ikeda (2022). "Independence and constitutionalism in Egypt 1919–1922." *International Journal of Asian Studies*, 1–17. DOI: <https://doi.org/10.1017/S1479591422000213>

続きで、憲法は国民から選出された憲法制定会議が草案し採択すべきでとし、サルワト首相の憲法制定委員会はそれに反していると主張した。

国民の絶大な支持を誇ったザグルールの批判は、憲法制定委員会にとって大きな痛手ではあったが、同委員会は、憲法起草の作業を1922年4月に開始し、完成した委員会憲法草案を同年10月にサルワト首相に提出した。同案は、国王の権力にも配慮をした一方で、国民主権や内閣責任制を軸とした立憲主義の理念を反映した先進的なものであった。しかし、憲法制定委員会の憲法草案は、イギリス、国王、サルワト、ザグルールの4つ政治勢力がせめぎあう中で、修正を余儀なくされた。

サルワト首相の憲法制定委員会にとって最大の障壁は、ファード国王であった。ファードは19世紀初頭にエジプトの実質的支配者となったムハンマド・アリーから数えて第9代の後継者であり、独立とともにエジプト国王となった。ファードは専制政治を好み、サルワトがイギリスとの交渉で勝ち得た立憲体制に対して、強い危機感を覚えていた。一方で、憲法制定委員会は、憲法は国王の勅令によって公布されることを鑑み、国王権力にも配慮した憲法草案を作成した。しかし、ファード国王は委員会憲法草案に納得せず、サルワト首相を辞任に追い込み、国王派のタウフィーク・ナスィームを首相に擁立した。ナスィーム新首相は法務諮問委員会を立ち上げ、憲法制定委員会の憲法草案を国王に有利な憲法へと修正した。しかし、これにも限界があった。

国王の野心を挫いたのは、イギリスであった。エジプトを独立国と宣言したにもかかわらず、イギリスは独立宣言の直後からエジプトへの介入を始めた。憲法草案に明記された国王の称号「エジプト兼スーダン国王」に異議を唱えたイギリスは、国王に圧力をかけてナスィーム首相を退陣させ、スーダンの文言を国王の称号から削除することに成功した。ファード国王への圧力はさらに続いた。憲法公布の間際になって署名を渋った国王に対して、イギリスは再度圧力をかけた。

一方、憲法制定過程の蚊帳の外に置かれていたザグルールは、この間ファード国王と手を結んで、サルワトが着手した憲法起草に対する批判を強めていた。ザグルールの国民への影響力は絶大で、1923年4月に憲法が公布されたとき、国民の間で祝賀ムードはなかった。最終的に公布された憲法は、国民主権などの立憲主義の原則は保持されたものの、当初の憲法制定委員会の憲法草案よりも国王の権限が強化されたものとなった。

以上のような経緯を経て1923年憲法は公布されたが、同憲法の意義は、より長い歴史的観点で考察する必要がある。立憲体制を実現した同憲法の起源は、1870年代より始まるエジプト民族運動に求めることができる。当時はヨーロッパ列強がエジプトへ政治的経済的介入を強めており、危機感を覚えたエジプト人は、それに対抗する民族運動を起こした。この民族運動は、当初より立憲主義の側面を有していた。民族主義者たちは、列強の政治的経済的介入をもたらした一因は当時のエジプトの統治者ヘディーヴ・イスマーイルにあるとし、その専制政治は制限されるべきだと考えた。こうして、エジプト民族運動は、議会の設置や憲法の制定を目標とした立憲主義の側面を兼ね備えるようになり、立憲主義は民族運動の重要な柱となった。これを象徴するのが、1881年のウラビー革命による民族主義政権下で実施された議会選挙であり、翌年初頭に制定されたエジプト初の憲法とされる基本法であった。しかし、半年後のイギリスによるエジプトの軍事占領によって、同政権は崩壊し、エジプトにおける最初の立憲主義の試みは短命に終わった。

イギリスの軍事占領下で停滞したエジプト民族運動は次第に復活の兆しを見せ、20世紀になって多くの政党が設立されると、各党はこぞって「憲法の要求」をスローガンとして掲げた。この立憲主義を実践によって支えたのが、占領下で設置されたエジプト人の「諮問立法議会」であった。同議会は独立の議決権を持たなかったが、30年に及ぶ議会活動のなかで、議員たちは議会主義の精神と議会運営の方法を会得していった。ザグルールは、「諮問立法議会」を引き継いだ「立法議会」において、1914年に副議長となり、批判勢力の中心的リーダーとしてその力を発揮した。第一次世界大戦後のザグールの活躍は、同議会での実績を抜きに語れず、立憲主義は民族主義とともにザグールの思想の根幹をなすものでもあった。

ザグルールはサルワト主導による憲法起草に強く異議を唱えたが、歴史的文脈の中で考えると、ザグルールとサルワトは、エジプトにおける立憲体制の実現をめざした点においては共通していたと言える。ザグルールは憲法公布の直前に帰国を許され、第一回議会選挙へのワフドの参加を決めた。選挙の結果ワフドは圧勝し、ザグルールは1924年3月に新憲法下における初代の首相に就任した。当初1923年憲法を積極的に支持しなかったエジプト国民も、7年後に憲法が廃止されると、その回復を願って運動を起こし成功を取めた。

このように、1923年憲法は、エジプト民族主義者たちが1870年代より希求した立憲体制がついに実現したものといえる。しかしながら、同憲法が国王に数多くの重要な政治的権限を付与したことで、国内政治の混乱を招いた点も看過できない。立憲王制期に成長した「新しい世代」のエジプト人は、1923年憲法下で展開された政治に厳しい目を向けるようになった。彼らにとって政治エリートは、国内外の重大な問題を棚上して政治抗争に明け暮れ、大土地所有者や資本家の特権を保護する一方で、貧困に苦しむ民衆の権利や福祉を置き去りにしたと考えた。ナセルら自由将校団は、この新しい世代の考えを代弁した。彼らは、1952年のクーデタの半年後に1923年憲法を廃止し、新しい政治の仕組みを模索した。

上述したように、立憲王制期のエジプト国内政治の混乱の要因は、イギリスによる絶え間のない政治的介入にあったと同時に、立憲体制の確立を意図した1923年憲法が、国民の政治的権利を制限する権利を国王に与えたことにもあった。では、国民及び国王に付与された政治的権利には、具体的にどのようなものがあつたか。国民に対しては、まず第23条の国民主権があり、これは従来のエジプトの専制的な体制から新しい立憲体制への変革を象徴した。さらに、国民を代表する議会については、上院下院からなる二院制とし(73条)、男子普通選挙が認められ、下院の全議員及び上院議員の5分の3がこの方法で選出されることとなった(74条、82条)。議会に付与された権限としては、法律案の提出権(28条)とその議決権(25条)があり、さらに政府に対する監視機能として、下院の内閣不信任決議権(65条)、質問権・問責質問権(107条)、国政調査権(108条)などが付与された。

これに対して、国王には以下の権限が与えられた。まず、国王は国家の元首であり、その人身は不可侵とされた(33条)。議会とともに、国王にも立法権が付与され、法律案の提出(28条)、法律の裁可及び公布(34条)の権限が付与された。議会に関する権限として、国王による上院議員の5分の2の任命権のほか(74条)、議会の権限を制限する条項としては、下院の解散権(38条)、法律案の拒否権(35条、36条)、議会の召集を延期する権利(39条)などがあつた。さらに、国王には行政権があり、大臣および外交使節の任免権(49条)をはじめ、公務全般の規定や公務員の任免の権限(44条)、議会閉会中の勅令の発令(41

条)、戒厳令の発令(45条)などが付与された。加えて、国王は陸海軍の総司令官であり(46条)、刑罰の停止及び軽減(43条)、戦争の宣言及び条約締結の権限(46条)も与えられた。

国王の権限に関しては、ナスィーム政権下の法務諮問委員会で憲法制定委員会の憲法草案が修正され、国王の権力はさらに強化されたが、その修正はナスィーム首相の辞任後、再修正されることになった。ナスィーム政権下で修正され、そのまま1923年憲法に明記された条項としては、国王による勲章や称号の創設及び授与(43条)、国王による上院議長の任命(80条)、宗教組織の長の任命、ワクフの管理、宗教全般に関する国王の権利(153条)などがある。

一方で、国王の権限を間接的に制限する条項も盛り込まれた。たとえば、国王の権力は国務大臣を通して行使するという規定(48条)があり、さらには、国務にかかわる国王の署名は首相及び国務大臣の副署が必要であること(60条)、勅令や戒厳令の発令には議会の同意が必要とされた(41条、45条)。さらに、法律案の拒否権、議会召集の延期についても一定の条件が課された。

1923年憲法は、国民、議会、国王に対して以上のような政治的権限を付与した。立憲王制期のエジプトでは、議会と国王の双方がこれらの権限を最大限に活用して、政治の主導権を争った。とりわけ、国王は下院の解散権を幾度も行使し、さらには憲法違反とも言える行為に及び、エジプトにおける安定した議会政治の発展を阻んだ。議会、政党、国王、イギリスが争ったこの時代の政治活動に関する歴史研究は、これまで多くの蓄積がある。しかし、1923年憲法の規定に照らして議会や国王の行為を体系的に分析した研究については今後の課題と言える。また、1923年憲法そのものの歴史的な研究も十分とは言えず、今後更なる研究が待たれる。²¹

同憲法の翻訳は、高岩伸任、佐藤友紀、池田美佐子が分担して下訳をし、その後対面及びオンラインの検討会を通して討議を重ねた成果である。また、初期の翻訳作業には大東文化大学の松本弘氏にも参加していただき、貴重なご意見を賜った。日本大学の上田涼氏には、法学的な立場から丁寧なコメントをいただいた。ここに両氏に対して心から感謝を申し上げたい。

(池田美佐子)

21 1923年エジプト憲法に関する邦文の歴史研究としては以下がある。松本弘(2004)「民主主義の受容と混乱-エジプト1923年憲法」私市正年・栗田禎子編『イスラーム地域の民衆運動と民主化』イスラーム地域研究業書3、東京大学出版会、79-99。佐藤友紀(2018)「1923年憲法制定委員会の審議にみる国家・自由・宗教-立憲王政期エジプトにおける政教関係の再考察に向けて」『日本中東学会年報』34-2、99-122。